

近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所
資料配付

配布日 時	平成18年7月10日 16時00分
----------	----------------------

件名	紀の川「河川愛護モニター」の委嘱について
----	----------------------

概要	和歌山河川国道事務所では、紀の川の「河川愛護モニター」として3名の方を選定しました。 「河川愛護モニター」の方には、地域住民からの要望等の伝達や河川愛護思想の普及啓発活動を行っていただきます。
----	---

取り扱い	_____
------	-------

配布場所	和歌山県政記者クラブ 和歌山県地方新聞協会記者クラブ 和歌山県政放送記者クラブ 五條市政記者クラブ
------	--

問い合わせ先	国土交通省近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 電話 073(402)0267 河川管理課長 <small>みうら ゆきお</small> 三浦 行雄
--------	--

平成18年度紀の川「河川愛護モニター」の委嘱について

国土交通省では、河川行政における地域との交流が益々重要となる中で、地域の方々と河川管理者の連携をより深めることを目的に昭和50年から河川愛護モニター制度を実施しています。

和歌山河川国道事務所では、河川愛護モニターを公募したところ、多数の応募があり抽選の結果、3名の方（各地区1名）に決定しました。

3名の方においては、河川愛護月間中の本日（7月10日（月））、和歌山河川国道事務所において委嘱式を行い、今後1年間、河川愛護モニターとして地域の方々からの河川に対する要望や河川を利用する上での障害となるような事象及び河川の流水や施設等について異常を発見した場合には、河川管理者（和歌山河川国道事務所）に連絡いただくことになっています。

1. 河川愛護モニター3名の活動範囲

和歌山市地区	和歌山県和歌山市北島橋付近～六十谷橋付近
かつらぎ地区	和歌山県紀の川市那賀町麻生津大橋付近～かつらぎ町大門口大橋付近
五條地区	奈良県五條市大川橋上下流1.0km範囲

2. 任期

平成18年7月から1年間

3. 活動内容

活動内容は次の事項をモニターとして河川管理者に連絡（1箇月に1回の定期と随時）していただきます。また、河川管理者とともに地域住民への河川愛護思想の普及啓発活動に努めていただきます。

近隣の方等から河川管理、河川利用等に関する特段の要望を認めた場合
河川環境が損なわれる、あるいは河川利用上障害となるような事象を認めた場合
ごみ等の投棄、河川の流水や施設等について、異常を発見した場合
特に河川管理者に連絡することが必要と認められる場合
年に1回程度のモニター会議（意見交換会）への参加